

●石橋会場

受付日	対象地区（自治会）	受付日	対象地区（自治会）
2/16(月)～17(火)	上町・寿町	27(金)～3/2(月)	上古山・上原
18(水)	石町・旭町	3(火)～4(水)	下古山
19(木)～20(金)	本町	5(木)～6(金)	通古山・第2雇用団地
23(月)～24(火)	栄町	9(月)～10(火)	若林
25(水)	下石橋・入の谷・富士見町・ゲンゼ	11(水)	下長田・上台
26(木)	上大領・中大領・東前原・下大領・第1雇用団地	12(木)	細谷・橋本

●国分寺会場

受付日	対象地区	受付日	対象地区
2/16(月)～18(水)	駅東・医大前・烏ヶ森	25(水)～3/2(月)	川中子
19(木)～20(金)	笹原・箕輪	3/3(火)～3/9(月)	小金井
23(月)～24(火)	国分寺・紫	3/10(火)～3/12(木)	柴

※最初の1週間及び申告期限間際は大変混雑する傾向にあります。できるだけ対象地区の割り振りにご理解いただき、混雑緩和にご協力ください。

◆◆個人住民税の寄附金控除の対象となる団体が条例で指定されました◆◆

平成20年度税制改正において、地域に密着して公益活動を行う団体を一層支援するために、地方公共団体が条例により指定した団体等に対する寄附金を寄附金控除の対象とする制度が創設されたことに伴い、下野市では12月議会において以下のとおり決まりましたので、お知らせします。

いままで

個人住民税の寄附金控除が受けられる団体は、

- ・都道府県及び市区町村
- ・住所地の都道府県共同募金会
- ・住所地の日本赤十字社支部

に限定されていましたが、

これから

左記に加え、下野市内に主たる事務所または施設を有する以下の団体が追加されました。

- ・公益社団法人及び公益財団法人
- ・学校法人(寄附金控除対象の知事の承認を受けている法人)
- ・社会福祉法人

◇寄附金控除の内容

改正前

対象となる寄附金  
×  
税率(10%)の軽減効果

改正後

対象となる寄附金のうち、5,000円を超える部分に、次の率を乗じた額が個人住民税額から軽減されます。

- 住所地の都道府県が指定した寄附金(4%)
- 住所地の市区町村が指定した寄附金(6%)

◇寄附金控除の適用

平成20年1月1日以後に行われた寄附から適用されます。(翌年度分の住民税から控除されます。なお、所得税については、寄附を行った年分から控除されます。)

◇寄附金控除の手続き

控除を受けるためには、寄附を行った方が、上記の団体等が発行する領収書等を添付の上、税務署へ確定申告をすることが必要となります。(所得税の確定申告をされる方は住民税の申告は不要です。住民税のみの控除を受ける方は、住所地の市区町村へ住民税の申告が必要となります。)

問い合わせ先

税務課 市民税グループ ☎40-5554